

## 平成24年第3回当別町議会定例会

平成24年第3回当別町議会定例会は、9月25日～10月5日までの11日間の日程で開催、補正予算などを審議した他平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会を開き、決算審査を行った。

### 渋谷町議に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議 可決

この決議は、9月25日追加日程第1、議員提案第4号渋谷俊和議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議として上程。

#### 除斥の渋谷議員を除く全議員の賛成で可決

(この議案は、渋谷議員本人に直接利害関係があることから除斥としました)

#### 勧告決議に至った経緯

平成24年第2回定例会（6月）において、渋谷議員が政務調査費に当てた支出が使途基準に合致しない不適正な支出であることを明確にするため、議会として監査委員に対し監査請求をする。



平成24年6月11日  
議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費の監査請求に関する決議  
除斥の渋谷議員を除く全議員の賛成で可決



平成24年8月13日  
監査委員から議会請求に基づく監査結果報告書が公表される。  
報告書（要旨）

平成24年2月9日に当別町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正し、広報費の項目を削除、平成23年度分の政務調査費から適用することとなった。

#### 1 会議費

議会報告会会場費として、14,300円7件計上しているが、うち6件は、「明るい当別をつくる会」宛になっており、報告会の主催者は渋谷議員が務める団体である。政務調査費は、会派または議員の調査研究に資するための費用として交付されるものであり、団体が主催者である議会報告会会場費は政務調査費で支出できない。残り1件の領収書は「渋谷」宛となっているが、明るい当別をつくる会ニュースの報告会・集会開催案内の日付と領収書の日付が同じであるため、当会が主催したものと判断されるため支出できない。

## 2 資料作成費

議会活動報告ニュース印刷代として34,000円を計上しているが、資料作成費は、議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費であり、不特定多数の町民に配布するためのニュース印刷代は資料作成費ではなく広報費と判断した。現在項目の中に広報費はないため、政務調査費として認められない。

## 3 資料購入費

当別町地図として2,100円を計上しているが、当別町の地図は1ページしか掲載されておらず、わずか1ページのために政務調査費を支出することに合理性、必要性を認めないため、政務調査費では支出できない。また朝日新聞購読料として17,456円計上しているが、私的活動に係る経費との区分が困難なもの（手引き第4項）は、政務調査費では支出できない。

## 4 事務費

コピー代として1,720円を計上しているが、事務費として使途基準に合致している。宣伝カー燃料費として28,882円を計上しているが、給油した自動車が自家用車か宣伝カーか判然とせず、また私的活動に係る経費との区分が困難なもの（手引き第4項）は、政務調査費では支出できない。

## 5 総括

平成23年度に渋谷議員が政務調査費として支出した費用のうち、使途基準に合致した支出は事務費として計上されたコピー代1,720円だけであり、町長が渋谷議員に交付した平成23年度政務調査費88,000円から使途基準に合致した支出1,720円を差し引いた86,280円は不適正な支出である。

**監査結果報告書を踏まえて**

**町は渋谷議員に  
文書で返還請求**

**議会は文書で  
2度目の返還勧告**

**政務調査費は返還されなかった**

**平成24年9月25日**

平成24年第3回定例会にて、代表監査委員から議会請求に基づく監査結果について報告。

## 平成24年9月25日

平成24年第3回定例会にて、渋谷議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議が提出される。

### 決議文（要旨）

渋谷議員は、議長から政務調査費について、支出の大半が使途基準に合致しない不適正な支出と判断され、早急に返還するよう勧告されたがこれに従わず政務調査費を返還しなかった。監査委員からも渋谷議員の政務調査費の大半は使途基準に合致しない不適正な支出と判断され、議長から再度返還勧告、町長から4回にわたり返還請求したが応じなかった。

渋谷議員を含む全議員の同意のもとに作成した「政務調査費の手引き」に支出できないものとしている項目を収支報告書に掲載する行為は、政務調査費の目的から大きく逸脱し、制度の真偽を歪め町民の議員に対する信頼を大きく損ねる行為と言わざるを得ない。

渋谷議員は手引きを平成23年度の政務調査費から適用することに同意しており、使途基準から広報費の項目を削除する条例施行規則の改正についても同意しているにもかかわらず、「手引き作成以前の支出は全額政務調査費として認められるべきだ」「議会活動報告など、町民への広報活動は政務調査費に盛り込まれる基本項目であるべきだ」という強弁は自己矛盾をきたしており、使途基準から逸脱した政務調査費の使用を正当化する理由にはなりえない。

そもそも明るい当別をつくる会という団体のニュース印刷は、議員個人としての調査研究経費とは認められず、政務調査費を支給する本来の目的から大きく逸脱している。議会請求監査の結果報告に対し「議会の見解に沿った出来レースだ」という主張は監査委員と議会を冒とくする極めて無礼な姿勢である。

議員自ら法令等を遵守し、品位と名誉を損なうことの無いよう、渋谷議員に対して平成23年度政務調査費の不適正支出について一刻も早く町長からの返還請求に応じるよう、強く勧告する。

## 賛成討論

### 竹田議員

- 渋谷議員の平成23年度政務調査費の支出の大半が条例、使途基準に違反し返還の義務を怠っている。
- 議長から不適正な支出分の返還について、再三にわたり注意や勧告をしても応じないのは、議員としてあるまじき行為で極めて遺憾である。
- 監査請求の結果報告のとおり、使途基準から全く逸脱している事実は明白。監査委員から監査結果報告を受けた以上、直ちに解決する義務がある。
- 政務調査費の返還に応じない事は、当別町の条例や議会規則をすべて踏みにじる行為である。

### 島田議員

- 9月定例会の代表監査委員の報告から使途基準に合致したのは1,720円だけ。残り86,280円は不適正支出との監査結果が出たにもかかわらず、返還の意思を示さない態度は残念。
- 監査結果に対し、新聞の取材で議会の見解に沿った出来レースだと述べるなど、監査委員と議会を冒とくする極めて許しがたい態度である。

**柏樹議員**

- 支出された議会活動報告ニュース印刷代は議員の広報費ではなく、団体の発行しているニュース代金であって仮に広報費が認められていたとしても政党講演会その他団体発行経費はそもそも対象外である。
- 政務調査費の本来の目的は条例に明記しているとおり、議員の調査研究に資するための必要経費として交付するものである。
- 全国の市町村視察研修に政務調査費の使用による町政への反映や効果は大いにあったと思う。政務調査や研修などで、当別町の時の課題や施策と結び付け、一般質問でも取り上げるなど、広報費を含めなくても、政務調査の意味は十分にある。
- 政務調査費支出には、用途基準や支出できない項目というルールがあり、守るべきである。誤りを指摘されれば従うべきである。
- 交付に関するルールは議員協議会で渋谷議員自身が認めたルールである。

**勧告決議後****平成24年9月28日**

午前9時30分から議員協議会を開催。政務調査費返還問題について激論が交わされた。渋谷議員を除く全議員から返還に応じるよう意見が出され、渋谷議員に政務調査費返還の意思を確認したが、返還に応じなかった。



政務調査費返還問題が解決されないままの決算審査開催は不相当と、議員協議会で一部議員から疑義が生じた。この日午前10時から予定されていた平成23年度各会計決算審査特別委員会の開会が遅延。



午前11時50分から議員協議会を再開し、渋谷議員に政務調査費の返還の意思について再度確認。

**渋谷議員から政務調査費返還の意思表示があった**

午後1時から平成23年度各会計決算審査特別委員会を開催。



10月1日、渋谷議員は政務調査費を当別町に返還。

## 議会運営委員会報告 (当別町議会定数削減の請願について)

賛成多数により可決

**9月25日 日程第5** 議会運営委員会に付託していた、当別町議会定数削減の請願について、議会運営委員長から報告があり、討論を行った。

### 報告書要旨

請願書は、議員定数削減について「経費節減」の視点からしか理由を述べておらず、必要な定数が何人なのかという論点が示されていない。住民の年齢、性別、職業、地域など、多様な要素から議員を選出されるべきであり、財政難の解消や住民負担の軽減のみを理由に定数削減を論じるべきではない。平成19年の改選期に22人から5人削減した現行の17人をさらに5人を削減し12人とする大幅な削減は、「具体的政策の最終決定」「行財政運営の批判と監視」「民意の反映」という議会の役割を果たすことが困難となり、討議の機能が損なわれる恐れがあるため、この請願については不採択とする。

## 反対討論

### 渋谷議員

- 報告の中に経費節減の観点からしか理由を述べていないとあったが、これは正確ではない。
- 当別町の人口から、住民1,500人もしくは1,600人に1人の議員で十分機能が発揮できる。
- この請願書は経費節減の観点だけで出したということではないため、判断する材料が間違っている。

## 賛成討論

### 柏樹議員

- 渋谷議員の発言で削減額は過大な数字を上げており、町民の正しい判断をゆがめるおそれがある。
- 明るい会のニュースで5人減らせば4年で1億2000万円以上という削減額も議会費を単純に割ったという表現だが、議会広報費や職員費などを含めての計算は正確さを欠いている。
- 議員は住民1,500人でよいという話があったが、なぜ1,500人なのか不明確であり、大幅削減ありきである。自治法で決められた上限は目安として、尊重すべき。
- 議員によるチェックは理事者側の姿勢を正す上で重要であって、大幅に減らせば住民の声を遠ざけチェック機能は弱まることになる。
- 定数5人の削減は当別町議会にとって大きなマイナス。

## 監査委員の報告 (議会請求に基づく監査結果について)

**9月25日 日程第8** 議会から監査委員に監査請求した渋谷議員の平成23年度政務調査費について、代表監査委員から監査結果報告があった。

### 報告要旨

平成23年度に渋谷議員が政務調査費として支出した費用のうち、使途基準に合致した支出は、事務費として計上されたコピー代1,720円だけであり、町長が渋谷議員に交付した平成23年度政務調査費88,000円から使途基準に合致した支出1,720円を差し引いた86,280円は、不適正な支出である。

政務調査費とは議員の調査研究に資するための必要な経費として交付されるもので、その支出に当たっては、議員の良識と責任により町民から疑念を持たれることの無いよう、その説明責任が求められることは当然のことであると考えます。



## 監査委員の報告 (住民監査請求に係る監査結果について)

9月25日 日程第9 代表監査委員から住民監査請求に係る監査結果の報告があった。

### 報告要旨

懇親会費用を政務調査費で支出した事項と議会議員の道外研修の際、議会事務局職員が随行し、不必要な出張旅費を町負担したことは不適切であるとする事項の2件については、1年の請求期間を経過し、地方自治法第242条に規定する要件を満たさないことから却下とする。懇親会費用を政務調査費で支出した事実はなく、職員の随行に旅費を支出した件は、何ら不適切なものではなく、適法に処理されていた。

監査対象事項は、平成23年度政務調査費で支出したおみやげ代、お菓子代が政務調査費の支出及び使途基準の根拠法令等から逸脱し不当な使用であること。2点目は道外研修・視察を凍結しているのに道外研修費用に政務調査費を支出したことが不当な使用であること。

結果、おみやげ代への政務調査費支出並びに道外研修への政務調査費支出は、請求人の主張にいずれも理由がないと判断し、棄却する。

※監査結果の報告書は当別町監査事務局ホームページに全文が掲載されています。

## 議員提案第5号 香港民間団体による領海侵犯及び 尖閣諸島不法上陸に関する意見書

賛成多数により可決

10月5日 日程第3 議員提案第5号について後藤議員から説明があり、討論を行った。

### 反対討論

#### 柏樹議員

- 決議案はそもそも領土問題は存在しない表現になっており、このことによって日本の立場の主張、中国側への反論もできない。30回以上も日中間の首脳会談等があったが、尖閣問題のやりとりの形跡、国際社会で主張した例もない。
- 決議案には、自衛隊法などの法整備をして南西諸島防衛強化の必要性などの物理的対応強化の主眼となっているので、その削除と修正をし、平和的解決を求める記述の決議をするべき。

### 賛成討論

#### 稲村議員

- 尖閣諸島不法上陸に際し、海上保安庁巡視船にレンガを投げつけ妨害したが、この行為は公務執行妨害が適用される刑事事件として司法が厳正に裁くべき。
- 正当に支配している尖閣諸島領有の歴史的、国際法的根拠を揺るがし、我が国の司法制度を侵すもの。
- 尖閣諸島などの領土、領海を守る国家の意志などを毅然とした対応を内外に明確に示す必要がある。

## 平成24年度一般会計補正予算（第2号）

一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ9,876万円を増額し、歳入歳出それぞれ77億3,454万円とする補正予算を可決。

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員大澤勉氏が、平成24年9月30日をもって任期満了となり、新たに小林泰雄氏を任命、白井応隆氏が再任されました。なお、白井応隆氏は教育委員会委員長に就任しました。



こばやし やすお  
小林 泰雄 氏



しらい まさたか  
白井 応隆 氏

9月定例会 提出議案等議決結果

○：賛成 ×：反対  
－：本人対象議案のため採決には加わりません

議案番号	議案名	議員名																審査結果	議決日		
		山田明	古谷陽一	宮司正毅	渋谷俊和	稲村勝俊	石川和栄	臼杵英男	小早川孝男	神林俊一	岡野喜代治	市川正	桐井信征	島田裕司	竹田和雄	柏樹正	後藤正洋			高谷茂	
議員提案第1	当別町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9月25日	
議員提案第2	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9月25日	
議員提案第3	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9月25日	
議員提案第4	渋谷俊和議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9月25日	
議員提案第5	香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	原案可決	10月5日	
議案1	教育委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	9月25日	
議案2	教育委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	9月25日	
議案3	平成24年度当別町一般会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長は採決には加わりません	原案可決	10月5日
議案4	平成24年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	10月5日	
議案5	平成24年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	10月5日	
議案6	平成24年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	10月5日	
議案7	平成24年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	10月5日	
議案8	平成24年度当別町水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	10月5日	
議案9	当別町防災会議条例の一部を改正する条例制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	10月5日	
議案10	当別町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	10月5日	
議案11	当別町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	10月5日	
認定1	平成23年度当別町各会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	10月5日	
認定2	平成23年度当別町水道事業会計決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	10月5日	
報告1	議会運営委員会報告（当別町議会定数削減の請願について）	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9月25日	